

があると思っておりますので、できれば公共複合施設に次いで、これは行政だけではできないと思いますが、ぜひ何らかの形で民間の力もお借りしながら、市民の方が空いた時間に体をもう一回鍛え直すことができるとか健康づくりのために、スポーツまでも行かなくても何か運動できるような、そういったところのハードなものも必要ではないかなと考えておまして、ぜひこれからやっぱり健康づくりに向けて、5年、10年の中でぜひ実現したいハードであるというふうに思っております。

○平 進介議長 10番、鈴木富美子議員。

○10番 鈴木富美子議員 ひきこもりについても、やはり市民の幸せのための政策というか、やっていかなくちゃならないことだと私は思います。

健康でなければ市でも負担が大きくなるというのは間違いないので、ぜひ健康であって、またひきこもりも本当はないと一番いいんですが、ひきこもりの方も社会に出られるような仕組みをつくっていくために私たちも力を出さなくちゃいけないと思います。ぜひ当局と一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○平 進介議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○平 進介議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

なお、内谷邦彦議員から資料の配付について申出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

勝見英一朗議員の質問

○平 進介議長 次に、順位3番、議席番号2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 政新長井の勝見です。本日の一般質問では、最初に小学校入学前の年長児の発達に気になるところがあるときの就学相談について質問させていただきます。その後、学校・教員の負担軽減の観点から幾つか質問させていただきます。

質問のうち、給食費の公会計化の件以外は全て教育長にお尋ねいたしますので、よろしくお願いたします。

では、小学校入学前の就学相談ですが、従来ですと山形県が行っているにこにこ相談、これは年4回開催されてきたものですが、そのうちの7月から8月にかけて各地区で行われる第2回相談において、市町村教育委員会も同席して、就学前の相談が行われてきました。その中で、小学校に入学するか特別支援学校に入学するか、あるいは特別支援学級を選択するかといった相談が行われ、その後は市町村教育委員会が引き継いできたと理解しております。そのにこにこ相談の第2回目に当たる相談が今年度からなくなり、市町村が行うこととなりました。

子供さんやお孫さんに障がいがあるとなると、その障がいの程度に関わらず、家族は大変な不安や困惑に陥ることは容易に想像できます。そうした不安を少しでも払拭し、子供が一番成長できると思われる進路を安心して選択していただける就学相談とするために、幾つか質問させていただきます。

最初に、にこにこ相談の第2回に当たる年長児の就学相談が今年度から市町村が行うことになった理由を教育委員会としてどのように捉え

ているかお聞かせください。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 まず、勝見議員からご指摘いただいた障がいのある子供と保護者が安心して過ごせる体制というふうなことについてでございますけども、ご指摘のとおり、家庭で安心して入学していただくことに加え、それぞれの子供の特性を理解し、承知を経て、いずれ社会人として自立していくために社会みんなでできることを考えていく、このことが極めて重要だというふうに思っております。本市が目指す共生社会をつくるという視点から深めていくというふうなことで、このような機会を与えていただいたことをまず感謝を申し上げたいというふうに思います。

ここにこ相談についてお答えいたします。

ここにこ相談は県が行っている事業で、幼児や児童の保護者が発音や話し方がはっきりしないとか、それから手足が自由に動かせないとか、知的な面の発達が心配だなどと子育てにおいて心配がある場合に、気軽に相談することができる機会というふうになっております。

ご指摘のとおり年4回開催されておまして、これまでは2回目、これについては小学校入学を控えた就学児対象の相談とされております。小学校への入学に当たって心配なこと、それから学校教育について心配なことなど、様々な相談が行われてきました。年長児を持つ保護者の方にとっても貴重な相談の機会となっておりますが、今年度から特に就学児対象に限って行っていた2回目がなくなったところなんです。その背景と理由についてお話し申し上げます。

ただ、2回がなくなったからといって、機会が全てなくなったわけではありません。6月、9月、11月の3回、ここにこ相談が開催されておりますので、子育てで心配のある方はこれまで同様、ここでも相談できることになっております。

就学についてですが、平成26年に学校教育法施行令が一部改正されました。市町村教育委員会が本人、保護者に対し十分情報提供しつつ、本人、保護者の意見を最大限に尊重し、教育的ニーズと必要となった支援について合意形成を行うことを原則として、最終的には市町村教育委員会が決定する、こういうふうな仕組みになり、長井市でもそれに合わせて就学相談の手続を教育委員会が中心となって行えるよう、体制を整えてきたところでございます。

県内の各市町村でもそのような体制が整ったことを受けて、県が行う2回目の就学相談について、年長児のみを対象とした相談については県では開催されないことになったというふうな経緯がございます。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 今のような背景があつて、特に2回目の相談に関しましては、市町村のほうでもこの会に限らずに就学前の相談が行われていて、その前の年に限らずに、2年前とか早い時期から相談が進められてきたという実態があるということもお聞きしております。また、2回目のここにこ相談には市町村が参加することになるわけですが、実際そのような体制が組まれていて、市町村が来られないところもあるということで、2回目は実質的に市町村に委ねるというふうなご判断だったろうというふうに思います。

そのようなことで、市町村としては障がいを持つ子供の就学先を市町村の教育委員会が最終的には合意形成を図りながらですが決定していくという大きな責任を負ってるというふうに感じておりますが、その就学相談を行うために本市の体制はどのようになっているか、2つ目にお尋ねいたします。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答え申し上げます。

長井市では、教育委員会の学校教育課長、学

校教育課の指導主事、それから幼保小等連携専門員、そして幼稚園や保育所、児童センターの先生方が連携して、年長児の状況の把握、保護者との面談、各小学校との相談調整などを協力して行っているところでございます。

教育委員会におきましても、保護者の方の子供にどんなふうに育ってほしいかですとか、どんなことをできるようになってほしいか、そのような思いや願いをお聞きして、その子がよりよく伸びる、そのような場を一緒に考えていくという姿勢で、就学に向けて教育相談を行っているところであります。

十分に話し合うために、一人一人のお子さんのことを十分に理解する、このことがまず大前提になっておりますので、そのためにまず6月に指導主事と幼保小等連携専門員が市内にある全ての幼児施設を訪問して、年長児の状況を把握しております。さらに、それを受けまして7月からは指導主事による教育相談を行い、本人の教育的ニーズの把握や保護者の方の意見を聞き取り、各学校についての情報提供等をここで行ってまいります。保護者の方の希望があれば学校見学の場を設け、実際の学習の様子や教育環境などもご覧いただいているところです。

今年度は7月から11月にかけて延べ25回、就学に向けての相談をいただいておりますし、一番多いご家庭では4回話し合いをしながら進めているところであります。

繰り返しになりますが、就学に向けての話し合いというのは、点でなくて本当に十分な時間が必要ですので、年長児になってからに限らず、早い段階から教育委員会にもご相談いただけるよう、関係機関と連携して保護者の方とのつながりづくりに努めているところでございます。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 指導主事の先生、それから幼保小等連携専門員、そして園の先生、あるいは小学校との連携を図りながら情報共有さ

れてるということなのですが、この質問に関しては、9月の定例会で幼保小等連携専門員の業務についてお尋ねした中で、学校教育課長から就学前のいろんな相談については就学前の相談のところまで前半のところを幼保小等連携専門員の方がいろいろ対応されてきて、そして就学相談のところから指導主事がバトンタッチをして小学校につなげていくというお話をいただきました。今の教育長のお話も同じことだと思いますが、そこで1点なのですが、そのお話をお聞きしたときに、前の年に限らず、2年前とかそういうところから保護者の方、本人も含めて幼保小等連携専門員の方が対応されてきた。そして、途中から指導主事がそれを引き継ぐという体制が果たして適切なのかどうか。私が考えるには、幼保小等連携専門員と、それから指導主事の方が連携を取るならば、どこかでバトンタッチではなくて継続的に関わるべきではないかというふうに感じたのですが、その点については教育長はどのようにお考えでしょうか。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 今ご指摘ありましたところでございますが、これまでは特に2回目については、就学児童を対象に絞られていたというふうなことから、この2回目の相談をきっかけにして長井市の担当者と初めてつながりを持つというふうな流れになっていたことは事実でございます。ただ、これらのことの反省も踏まえながら、本市の場合は幼保小等連携専門員が日常的に幼児教育施設を訪問して、困り感を持つ幼児の様子を把握したり幼児教育施設の先生方との関わりを深めています。具体的には、読み聞かせに日常的に保育園のほうに出向いて行って、子供たちの様子をそれとなく見ながら話を進めるというふうなことで、それらの情報が学校教育課の指導主事と共有されております。今日の朝もそのようなことで、お互いに情報交換したり相談し合ってる光景を私のほうでも見たとこ

ろです。

今年度については、繰り返しになりますが、幼児教育施設と関わりの深い幼保小等連携専門員が幼児教育施設の先生方の相談を受けて、年長児の保護者と担任の先生方との面談に同席して話を聞き、その面談をきっかけとしてさらに指導主事との就学に関する面談につなぐという体制を取って、常に共有化して進めていると私のほうでは捉えているところです。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 幼保小等連携専門員なり指導主事なり、継続した体制で当たっていただきたいということをお願いしまして、もう一点ですが、就学相談のときは、県が行ってる場合ですと、例えば身体障がいに関わること、それから精神障がいに関わること、あるいは発達障がいに関わること、そういう様々な症状に対して、専門の方というのは多く配置されてるわけですので、専門的なアドバイス等がいただけるかと思えます。それが県から市に移った場合に、本市の子供たちのいろんな症例に対して、その専門家のアドバイス等の関わりというのはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 今のご指摘については、非常に大事なことです。もちろん私どもが全ての専門でないというふうなことはそのとおりでありますので、ここについては関係機関の方、それから県の方、そういったところに十分に相談をしながら、よりよい方向性を定めているというふうになっております。

一番注意しなければならないのが、どうしても私たちのほうで決めつけてしまうというふうなことで、そういう危惧もないことはないです。このところについては本当に丁寧に、様々なところで相談し、情報を共有しながら進めているところであります。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 ぜひ、専門の機関あると思いますし、それから特別支援学校はセンタ一的な機能もありますので、教員の派遣等も可能だと思います。あるいは、教育事務所には専門家のチームをつくってるということでもありますので、ぜひそのような力を生かしていただければと思います。

3点目の質問に移ります。昨年度まで、ここに相談なんです、これは今お話あったように年4回ありました。そして、その2回目の中で就学相談ということで、私が見るには、その4回の相談の中の2回目で継続した相談の中の就学相談というふうに見えるわけなんです、この部分が長井市になった場合に、そうした継続的な相談の体制、先ほどのお話の中にも触れられてはおりますが、改めてそのことについてお尋ねいたします。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答え申し上げます。

この4回のここに相談は、それぞれ1回目から2回目というように継続した相談というよりも、あくまでも4回の相談の中で非常に心配なさっている親御さんですとか、その子供についての情報を県で受けながら、それを私たちのほうにこういう子供さんとご家庭がいるんですよといただくことがまず大事なことです。

今し方ご指摘あったように、1回目で相談なさった方が4回続けてずっと継続的に相談をしているというシステムではありません。あくまでも相談を受けて、私たちが情報をいただいたら、今度は私たちの責任で、そこは先ほど言ったように延べ25回というふうな、そのような回数を重ねて相談に乗っているというシステムになっております。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 延べ25回、細かく相談をされてるということでの継続した相談体制はぜひ生かしていただきたいと思いますが、その

ことに関わっての質問、4点目に入りますが、この入学前の相談と、それから入学してからの相談なんです、小学校、あるいは場合によっては特別支援学校に入学されるということもありますが、そうした入学後の関わりということについてはどのようにしてるか、お尋ねいたします。

これはある幼児教育施設の方と就学についてのお話などしてるところだったんですが、その施設では何歳までというふうに扱っていらっちゃって、その中にはやはり気になる子供もおられる。でも、そこを卒園してから、なかなか個人情報との関連があって、どうなってるか気になるんだけどなかなか分からないという実態だというようなお話をされました。ここは進学されても、その子供については、先ほどありましたように成人になるまで関わっていくべき内容であろうと思うんですが、入学後の関わりについてはどのようにしているか、お尋ねいたします。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 入学後の関わりであります、各小学校では、まず1学期の末に幼児教育施設の先生方に1年生の様子を見ていただきながら、1年生の担任の先生と、それから子供たちの様子について話し合う機会を設定しております。また、年度末には、次年度入学する子供たちの様子について話し合う機会を設けながらつないでいるということをしております。

それだけでなく、気になることがあったらどのように支援したらいいとか、迷いがあったりする場合もありますので、学校側からその都度連絡を取っているというふうなこともあります。

加えて、個別の教育支援計画、これがありますので、これを活用しているというふうなこともございます。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 ただいま個別の教育支援計画について教育長からお話ありましたので、その件に対してお考えをお尋ねいたしますが、近隣の自治体の例ですと、入学前に個別の支援計画として、園とか学校が関係機関と連携して、園単独、あるいは学校単独でそれぞれ基本的にはつくるわけなんです、それを自治体の教育委員会が県の書式を参考にして統一の書式をつくって、どこの園でもどこの学校でも同じようにして、その情報を園から小学校、そして小学校から中学校、中学校から高校まで順に送っていると、上に上げてやってるというような例があります。これは発達、成長の過程を捉える上で非常に有効な方法だなというふうに感じるところなんです、本市の場合はそこまでは行わなくて、個別の教育支援計画を活用されてる段階だと思うんですが、それらをこの例のように統一して、そしてそれを共有していくというふうなやり方などについては、教育長はどういうふうにお考えになりますか。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 まず、個別の教育支援計画がいかなるものかということで、まず確認をしておきたいと思います。一番の目的は、このお子さんが大人になったときに望む姿を設定するというふうなことです。そして、その子の自立に向けて幼稚園、それから保育園、小学校、中学校、さらには高校、その後も一貫した支援ができるように情報共有するというので、これについては教育委員会がというよりは、家庭、医療、福祉、労働それぞれが連携して、生涯にわたる支援体制を整えるためにあるというふうに位置づけております。

長井市でも、この個別の教育支援計画を活用しております。様式については、先ほどお話をした、ご紹介いただいたような県の様式を活用しておりますが、長井市として統一してこういう様式でしようというのにはございません。

ただ、実質的にはほぼ統一された形になっておりますので、必要に応じて市として取りまとめた様式を整えたほうがいいのか、逆に私、現場にいたときに、非常にいろんな項目があり過ぎて書きづらいということがあったのです。あえて教育委員会のほうにも、自分たちの様式に合ったもので特に伝わるように、それぞれの進路先が違うもんですから、その進路先に合ったように変えて駄目ですかと問合せをしたことがあります。そのような現場の声も聞きながら、どのようなものがあるのかというのは少し検討していく必要はあるかなと思いますが、現段階ではうまく活用して上位の学校のほうにも送って共有できているかなと私は捉えているところで

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 ぜひ活用していただきまして、ご検討いただきたいと思います。

先ほど挙げた例ですと、統一の書式の中で、例えば1年目は黒ペンで書いて、2年目に書き加えるときには青ペンで書いて、3年目は赤ペンで書いて、3年書くと結構びっちりなので、その次からはまた新しく書き直しをしてというようなお話でしたけれども、いろんなところを参考にしながら、活用できる形で検討していただきたいと思います。

次に、入学後のことについて質問いたします。

障がいのある子供さんが小学校あるいは特別支援学校に入学してからのことなのですが、先日、障がいのある子供の市内行事参加について話していたときですが、平日は放課後等デイサービスなどがあって過ごす場所があるが、休日に過ごす場所がないという悩みが話されました。いわゆる休日活動というものなんです、本人にとっては、あるいは仕組みづくりをする行政にとっても、これは大きな課題だと思います。例えば市が助成する事業などで障がい児の参加に配慮した計画を組んでもらうなど、何らかの方

法は考えられないか、教育長のアイデアをお聞かせいただければと思います。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 今ご指摘のあったことについては、やっぱり一つ大きな課題だなと思います。ただ、もう一方で、私たち忘れていけないことがあるなと思います。障がいのある子供同士の交流、そういったものと、それから健常の子供たちの交流ですとか施設の交流を通しながら集団の中で社会性を伸長するという、この視点を忘れてはならないなと思っております。それらを基盤としながら、やはりその上で休日を過ごす居場所がどのようなものかということを考えていく必要があるのだらうと思っております。

西置賜地区の学校では、先ほどの交流ということからご紹介申し上げますと、特別支援学級に在籍する子供たちが毎年集まって交流学習をしております。名刺交換ですとか班ごとのゲームなども行って、自分たちで企画をして進行するというような、そんな活動になっております。これらを毎年継続することで中学生のリーダー性が育つとか、それから子供たちの成長を見ることができるといことでは、非常に貴重な場だなと私は思っております。

なお、ご提案いただいた、休日に障がいのある子供が参加できる仕組みをつくることについては、これは教育委員会だけではどうしても進められませんので、福祉部局との連携も必要になってきます。令和5年に開校予定の米沢養護学校中学部・高等部併置分校の開校もありますので、これらをきっかけとして、特に米沢養護学校中学部・高等部併置分校では、地域での居場所づくりも進めたいというコンセプトを持っておりますので、これらも踏まえて居場所づくりを進めながら、やはり目的は障がいのあるなしに関わらず一緒に活動できる機会を設定して、様々な関わりを持ってみんな成長していくと、

そのようなものにつないでいきたいと思っ
るところです。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 例えば長井市の子供が
上山市のゆきわり養護学校に進学したとしても、
その子供というのはゆきわり養護学校の子供で
はなくて長井市の子供であって、年2回ですか、
本来入学すべき小学校と交流を図られるとい
うようなことも行われるんだそうですが、その
ように、どこに進学したとしても長井市の子供
であるということとは変わらないわけですので、
ぜひ教育長今お話しされたような視点でご検討
いただきたい、考えていただければと。長井市
には総合型地域スポーツクラブ、長井花のまち
スポーツクラブもありませんし、ある
いは土曜らんど等も行われております。こうい
う障がいのある子供が土曜日に過ごすとしても、
何時間もということではなくて、体力的にもや
はり1時間だろうとおっしゃる声もあります。
でも、1時間であっても、その子供にとっては
1日の行事だということですので、ぜひご配慮
をいただければと感じております。

さて、この件に関してもう一点、最後の質問
をいたします。県の特別支援教育の関係の方が、
県としては各市町村に特別支援教育の専門の人
がいればよいと思っっているというお話をされま
した。本市としてその点どのようにお考えか、
お尋ねいたします。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 課題です。これは市にとどま
らず、置賜だけでなく、やっぱり県の大きな
課題になっております。そして、実は今現在核
となっている先生方、この後継者が十分でない
という実態から、県の教育委員会でも、山形大
学ですとか、それから県の教育センターですと
か、それから独立行政法人国立特別支援教育総
合研究所、国特総研と言っておりますが、これ
らの長期研修も進めておりますけども、やはり

十分でないという実態です。

本市のほうでも、そういった専門的な先生が
たくさんいればいろんな意味で学校の活性化に
もつながるし、人づくりにも人材育成にもつな
がるなと思っております。今、各学校では、特
別支援教育を中心として進める特別支援教育コ
ーディネーター、これらを校務として明確に位
置づけながら、学校内の教諭、職員全体の特別
支援教育に対する理解と校内協力体制の構築も
進めているところではあります。長井市としま
しては、特別支援教育コーディネーターや、そ
れから長井市に新たに赴任した先生方を対象に
しながら特別支援教育研修会等を実施しており
ますけども、先ほどお話ありましたように、県
の研修制度も含めながら、やはり人材を育成し
ていくということ、すぐにはなかなかできま
せんが、やはり意図的に進めなければならない
ということで、各学校の校長先生ともお話をし
ているところであります。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 例えば特別支援教育の
教員の二種免許ですと、夏休み3か年使って認
定講習を受講して免許取得することができます。
これは無料で県が実施してるものですので、そ
のようなものをぜひ活用していただいて、養成
を図っていただければと思います。

最初の件については以上といたします。

大きく2つ目の質問をさせていただきます。

これは、度々指摘されております学校の負担
軽減、教員の負担軽減に関して、繰り返す部分
もありますが、引き続き教育長に質問させてい
ただきます。

最初に、部活動の在り方についてお尋ねいた
します。

部活動については、学校教育の一環として位
置づけられ、文化、スポーツの振興及び生徒の
人格形成に大きな役割を果たすものと評価され
ております。一方で、顧問教員の負担は大きく、

それを解消するために活動時間の短縮や外部指導員の活用などが図られております。しかし、負担軽減はなかなか進まない実態と思います。

そこで質問いたしますが、本市中学校の運動部活動の顧問で、自分の受け持つ部の種目を経験してきたとか得意とする教員の割合はどの程度なのか教えていただきたい。関連して、顧問教員の負担感を教育委員会としてどのように捉えているか、お聞かせいただきたいと思います。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答え申し上げます。

長井市内南北中学校の今年度の運動部ですけれども、合わせて28設置しております。その中で顧問が得意とする種目、指導できる教員の割合が、これ私もちよっと意外に多いなと思ったんですが、4割から5割程度になっております。

ただ、部活動の顧問については、複数顧問制とすることが今南北中学校でも大原則になっております。したがって、ほとんどの部活動では、その中の誰かがその種目を得意としているとか、それから指導経験があるとなっておりますので、そういう意味では指導者の負担軽減にはなっているなと思っていますところでは。

また、部活動については、学習指導要領では次のように位置づけられております。「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」というふうにされており、大事にしたいのはやはり競技力の向上だけではありません。そういう意味では、その種目に精通した指導者が必ずしも最適かという、ちよっと違うのだろうなと思います。その中で人間関係ですとか生き方であるとか、そのようなことで熱っぽく語ってる先生方もたくさんいらっしゃいますので、そこは大事にしたいなと思います。

加えて、部活動顧問の勤務上における負担感ですが、令和3年度の上半期の時間外在校時間

調査、これを行っておりますけれども、中学校教員の勤務時間の主な業務の46%の教員がやっぱり部活動を上げております。この点については今後県の部活動ガイドラインにのっとりながら、週2日以上休養日の設定ですとか活動時間の目安である今度は平日は2時間、休日は3時間、これが大きな時間の目安になることになりました。このようなことを守り、適正な部活動の実施に努める必要があると考えております。

また、教職員の働き方改革の視点から、部活動指導員配置促進事業を活用して部活動支援員を各校1名ずつ配置しておりますけれども、生徒への指導、見守り等をお願いして、各校で外部指導者を委嘱し、指導していただいたりというふうな対応を取っておりますけれども、こちらについても大変効果があるという声が中学校から聞かれておりますので、これは継続していきたいと考えているところです。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 部活動に関わる顧問の先生の意義等については、今お話しいただきました。ただ、県の調査、ご存じだと思うんですが、これは超過勤務に占める業務内容で、中学校の教員の場合ですと、この超過勤務に占める業務の内容としては部活動が一番多くて、そしてその次に教科指導、そして分掌業務というふうになっておりますので、それだけの負担はあると感じております。

その次の質問なんですが、この顧問の負担の軽減を図るために、これは国としても全体がそうなんですが、地域のスポーツクラブとの連携が求められていると思いますが、これまでそのことに関して本市はどのように取り組まれてきたか、お尋ねしたいと思います。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 実は中学校の学習指導要領では、この部活動について、地域との連携についてきちっと示されております。「地域の人々の

協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」となっております。これらを踏まえましてですけれども、令和2年の9月に文部科学省から出された通知がございます。「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の中では、これをさらに、地域が協働、融合した部活動の具体的な方策なども示されております。

長井市のほうでも、実は多くの部活動で外部指導者を学校から委嘱して指導をお願いしておりますし、それから長井市のスポーツクラブとの連携なども、これは今々ではなくて、前から続いているところもあります。例えば柔道ですとか剣道ですとか水泳と、それからバドミントン等々などところありますけれども、特に柔道、剣道についてはスポーツ少年団のある日があるわけです。そのときは部活動はしません。すぐにまず帰って、できれば家でちゃんと勉強してご飯食べて、それから行くっていうことでの指導もしております。そのようなことが大分広がっているなど思っております。文部科学省から示されているように、部活動を学校が全て抱えるのではなくて、これもやっぱりいろんな地域の方と一緒に子供を育てるという視点で移行していくということ、これは大事なことで、これからも進めていきたいなと思っております。

ただ、もう一つ、ここで注意しなければいけないのが、やはりスポーツ少年団との目的のそこというのがどうしてもあります。例えばですが、勝利至上主義にどうしても走りがちな部分等々ありますので、うまくいっている競技については、やはりその部分を非常に密に話をしながら、この子はこういうふうにして育てようという話をし、進めているところもありますので、これらのことを大事にしながら今後進めていきたいなと思っております。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 確かに文部科学省が9月に示されたものの中に、部活動を学校の中だけでなく地域にということもありますし、また、休日の部活動を段階的に地域活動に転換していく、これは令和5年度から進めていきたいと、こういうことも先ほどお話にあった文部科学省の通達の中に入っておりますので、ぜひ部活動が地域の中でも受け入れられるような形で考えていけばと思うんですが、今、剣道部、柔道部のお話がありました。この外部での活動というのは、スポーツクラブだけでなく、芸術文化、あるいは例えばおらんだラジオでの番組制作とか、そういう類いのことなどが考えられると思います。あるいは、これは高校での容認が必要なんですけれども、中学生と高校生がロボット製作に取り組むとか、そのような活動なども考えられます。

ただ、そういうことができるためには、中学校において部活動の時間帯に中学生が外で活動できるということを容認されることが必要なわけですが、これからの部活動の在り方について地域との連携というのは、地域の人材を学校に呼び込むことだけでなく、生徒を地域に出してやるということも重要だと思うんですが、そうしたことを踏まえた上で、地域のスポーツクラブに限らずに、いろんな場面で中学生を活躍させよう。そういうことについては、教育長はどういうふうにお考えですか。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 全く賛成です。実は長井南中学校では総合運動部というのがありまして、空手ですとか、かつてはゴルフもありました。いわゆるそういった地域のクラブですよね、そういったものを頑張りたいという子供については、総合運動部というところに入って、基本的に責任を持ってそのクラブの中で指導していただくということがあります。こういった考え方を基本にすれば、それは文化部でも当然同じように

できるなと思っております。これまで培ったそういったクラブ等の関わりをまず大事にしながら、いろんな可能性を探っていきたいなと思っております。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 部活動に関してもう1点お尋ねいたします。

部活動の在り方として、外部機関との連携ということを今取り上げましたが、もう一つの在り方としては、複数校の連携があると思っております。生徒数の減少によって教員数も減っていく中で、将来にわたって学校単位で多くの部を維持するのは難しいと思います。そうした状況を踏まえれば、例えば南中に柔道部があって北中に剣道部があって、放課後は部活動はスクールバスで移動して合同で行うなど、長井南中学校と長井北中学校が一体として部活動を設置するというようなことも考えるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。合同チームでも対外活動への参加は可能と思いますし、顧問の負担は随分違うと思いますが、教育長のお考えはいかがでしょう。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 今ご指摘のことについては、実はこの4月から長井南中学校と長井北中学校の校長先生とお話ししております。実際に成り立たない部が出てきそうだとということ、それからやっぱり子供たちに力いっぱい活動させたいし、少ないから廃部ということではなくて、その子の得意とするものを生かすというときに、そういった活動ができるのではないかという前向きな方向でこれまでずっと話し合ってきましたし、そのことはこれから多分大事になってくるなと思います。

ただ、現状では、これは中体連が絡んでくるわけですが、大会については、両方とも成り立たない学校同士だと一緒に組んでもいいのですから、今回ある部で白鷹中学校と長井北中

学校が合同チームを組んで大会に出た例が確かにございます。これについては中体連の規定の中で許されているのですが、ただ、例えば長井南中学校にある部のほうが十分に数が足りて、長井北中学校は足りないんだけど、長井南中学校と長井北中学校合同ではできないという規定になっているので、そこについてはちょっと難しいところはありますけども、大会等そういうものを超えて、まず子供たちのやりたいもの、伸ばしたいものを生かすということでは、先ほどご指摘もいただきましたし、お答えした4月からずっと校長と話し合っているものを検討していかなければならないと思って今も進めているところでございます。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 確かに中体連との関係はあるかもしれませんが、山形県教育委員会の昨年12月の山形県公立学校における働き方改革プラン、その中にも述べられておまして、教育委員会として行う取組として、部活動に代わり得る活動を地域で実施するための検討委員会を設置する、これは県独自、県の教育委員会が行うことだと思うんですが、併せて、拠点校型部活動体制あるいは合同チームによる大会出場等について中体連等との調整を図る、これは県及び市町村の教育委員会で取り組むべき事項だとして上げられております。ぜひ校長先生とのお話し合いもされてるとのことなんですが、中体連等も含めてご検討いただければと思います。

部活動については、以上とさせていただきます。

次に、給食費の公会計化についてお尋ねいたします。

これは前の定例会の関係がありますので、教育参事にお尋ねいたします。この件は、今年3月定例会で竹田陽一議員が一般質問でただされておりますので、その確認の意味も含めてお尋ねいたします。

3月定例会では、竹田議員の質問に対して当時の教育参事は、フロッピーディスクを持ち運びするシステムの問題点を上げて、「適切な学校徴収金の徴収システムについて検討してまいりたい」と答弁されております。そして今年9月定例会の補正予算で、小中学校の学校集金システム導入費用80万9,000円が認められております。

さて、ここでお尋ねいたしますが、このたびの集金システムは、口座管理の方法が変わっただけなのか、それとも給食費の公会計化を踏まえたシステム改修なのか、お尋ねいたします。

○平 進介議長 小関浩幸教育参事。

○小関浩幸教育参事 学校集金システム改修を機に給食費の公会計化は図れないかというご質問でございますが、このたびの学校集金システム改修は、現行の徴収システムをフロッピーディスクのデータのやり取りから回線を通してのデータでの送信となるもので、フロッピーディスクが使えなくなることによるもので、学校職員がフロッピーディスクを銀行に持っていくことがなくなるなどという負担軽減のメリットはございますが、公会計化を踏まえたものではございません。

給食費の公会計化でございますが、令和元年7月31日付で文部科学省から学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進に関する通知がございました。その狙いとするところでございますが、学校における教員の働き方改革の具体的な方策として示されたところでございます。学校からは、給食費の未納督促業務が大変負担になっているとお聞きしております。督促業務から解放されて、子供に向き合う時間や授業改善の時間を確保し、学校教育の質を向上していかなければならないと私どもも考えております。

しかし、給食費は学校集金の一つでありまして、そのほかに学校徴収金、PTA会費等があり、給食費を公会計化するとしても、食数等の

把握の事務は残りますし、他の集金の未納督促対策も学校でしなければなりません。とはいえ、給食費の公会計化は、教員の負担軽減のみでなく、会計の透明性の向上や不正防止の推進にもつながることとされてますので、給食費、学校徴収金の事務の軽減、適正化について現在検討しているところでございます。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 今検討しているということで、この学校徴収金の一つであって、給食費を公会計化したとしてもほかの集金が残ることでは、今、教育参事が言われた文部科学省の通知の「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」というところの中では、学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、基本的には学校教師の本来的な業務ではなく、地方公共団体が担っていくべきものであると書かれておりますが、ということは、学校徴収金全体は公会計化したほうがいいんじゃないかということだと思えますよね。でも今申し上げてるのは、そこまでやはりなかなか大変だなと。少なくとも給食費は公会計化したらいいんじゃないですかというふうに今申し上げたところなんですけど、この件に関しては、学校徴収金の中のひとつだから無理だということではないかと思うんですが、その件については教育参事はどのようにお考えですか。

○平 進介議長 小関浩幸教育参事。

○小関浩幸教育参事 おっしゃるとおりで、学校徴収金となりますと公会計として市で徴収督促することは可能かと思いますが、PTA会費や徴収金の公会計にそぐわないものもまだ残るということはございます。あと加えまして、その公会計後は市職員が徴収するシステム変更なども必要になって体制づくりなども必要となりますので、その辺、併せまして効率的、効果的で公正に事務ができるように検討しているところでございます。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 P T A会費については、今流れとしては、全員加入ではなくて任意加入の流れになっておりますので、そういう意味では、全員から一斉ではなくて、いずれこれはP T Aとして徴収する形になるのかなというふうに思いますし、それからこの文部科学省の通知の中だったでしょうか、これも保護者と業者が直接にお金をやり取りする形が望ましいような書き方もされていたかと思うんですが、いずれにしましても、この徴収金の在り方についてはぜひご検討いただきたいと思います。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

これは教育長にお尋ねいたしますが、このたびのコロナの影響で学校行事をはじめ極めて大きな変更を余儀なくされました。結果として、修学旅行延期など困難を生じたことがあったと思いますが、学校行事の中には、これまで習慣として行っていたが、中止してみても思いがけない発見があったというものもあったのではないかと思います。昨年、教育長は、学校ではなかなかスクラップが難しいとお話しされておりましたが、コロナ禍において新たに気づかれたことありましたら、教えていただきたいと思えます。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 先日、長井市P T A連合会の研修会がございまして、その発表の中で、コロナ禍の中で気づいたことということで各学校から紹介されました。すごく大事だなと思えたので、このお答えにもちょっと関わることなので、ご紹介させていただきます。

健康に学校に行き、勉強や遊びができることは決して当たり前ではないことが分かった。それから学校で人と関わり合うことの大切さ、子供も親も心身健康であることがとても大事だということが分かった。それから家族の大切さ、子供は学校、家庭、地域みんなで育てること、

これが大事なんだろうというふうなこと、これに気づいたということでありました。このことをやっぱり基本としながら、これまでのいろいろなもの見直しを図ること、それが大事だなと思います。一体もともと狙いは何だったのだろうかというところが大事になってくるかなと思います。各学校でも校長会等でいろいろ聞くわけですけども、やはり共通していたことは、個々の行事ですとか、それから学校での活動の目的や狙いに立ち返ってその活動内容や実施方法を再検討した、これが一番大事だったなと思います。

例えば、小学校の運動会の例ですけども、密になるという理由で入場行進をしませんでした。運動会でたかだか入場行進だと思いきや、小学校ではこの入場行進のために授業を何時間もかけて練習します。そういった部分も、本当に子供たちのための入場行進になっていたのかと、そんな話合いからなされて、運動会の狙いって本当は、一人一人が精いっぱい走ったり、協力して競い合ったりすることを通して毎日やっている体育学習の成果を発表するというのを考えたら、入場行進ってこだわらなくてもいいんでないかという話もありました。

それから、中学校では、私も、合唱コンクールも、それから運動会も長井南中学校と長井北中学校ともに見せていただきましたけども、やっぱり子供って工夫するもんだなと実感しました。コロナ禍の中で何ができるかということをお大事にしながら、でも短時間でできることは何なんだろうかと、そういうことを考えながら競技を考えたり、それから合唱コンクールの在り方も考えたりということをして、あの子供たちの様子を見てちょっと私も涙が出てきました。

そういったところで、スクラップとは即いかないかもしれませんけれども、本当に本質的なものを見詰めるということではいい機会だったかなと今改めて感じているところであります。

無駄なものは何だったのだろうかという視点から、今、教育課程編成が始まっておりますので、そのようなところから学校がこれから工夫、改善していくのでないかなと、そういう意味で私も期待しているところであります。

○平 進介議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 今回のコロナ禍は、学校にとっては大きな変化を迎えるいい機会ではないかなというふうに思いますので、ぜひ教育長の思いが実現されますことを期待して、私の質問を終わります。

内谷邦彦議員の質問

○平 進介議長 次に、順位4番、議席番号8番、内谷邦彦議員。

(8番内谷邦彦議員登壇)

○8番 内谷邦彦議員 政新長井の内谷邦彦です。3つの項目について質問いたします。明確な回答をよろしくお願いいたします。

最初に、働き方改革について伺います。

山形県川西町の男性職員、当時25歳が2016年6月に自殺した問題を巡り、川西町は本年9月8日、第三者調査委員会の答申書について川西町議会全員協議会に報告した。答申は、自殺の原因を、長時間労働、それを隠さなければならぬ状況が心理的負荷となったと分析し、再発防止策を提言した。職員は、14年4月に採用され、町財政の業務を担当していた。答申書では、職員の時間外労働時間が、16年4月が114時間、5月が85時間、6月が140時間と認定、4月と6月は厚生労働省が示す時間外労働の過労死ラインの月100時間を超えていた。また、5月29日から亡くなる2日前の6月24日まで27日間、連続で勤務した。こうした長時間労働の実態は、同僚や上司に知られないようにしていたという。

長時間労働と、それを隠さなければならぬ要因として、1、職員の労働時間を正確に把握するシステムがなかった。2、労働時間を正確に把握しなければならないとする意識が職員間で共有されていなかった。3、職務を遂行するための支援が不十分だったことを指摘した。再発防止策として、タイムカードなど職員の在庁時間を正確に把握できる制度の導入や、職員の時間外労働に対する意識改革、研修・指導体制と相談窓口の充実などを上げておりますが、長井市の場合はどうなっているのか。身近にこのような事態が発生していることもあり、長井市での働き方改革の状況について伺います。

2018年、通常国会において、働き方改革関連法、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。地方自治体の長時間労働に関しては、1、行政改革の主要施策としての職員定数の削減、2、将来に向けて増加し続ける、地方版総合戦略、まち・ひと・しごと創生法、空家対策、空家対策特別措置法や、福祉政策を中心とする定期的な制度改正に伴う業務負荷の継続などの新しい政策等が上げられます。民間企業とは異なる様々な制約の中で長時間労働を是正するためには、長時間労働の発生の原因、要因を明らかにすることであり、根本的な原因、要因、重要な原因、要因を突き止めることができれば、おのずと有効な対策は導き出されるのではないかと考えます。

その中で考えられるのが、1、非効率の解消、多くの事務事業において、その執行のための様々なプロセスで、無駄な業務、過剰品質の業務が温存、蓄積されていることが考えられるために、業務改善によりこれらの非効率の解消に取り組む必要があり、その中には、庁内外の各種調整事務や、日々、住民や事業者からの様々な問合せへの対応など、担当職員による計画的な業務推進を阻害するプロセスが相当の業務量となっている場合、その解消を図る必要がある